

木造住宅の耐震診断募集について

1. 対象となる建物

牟岐町内の次の要件を満たす「現在居住している」又は「町外からの移住等により改修後居住する住宅」が対象です。

- ①平成12年5月31日以前に着工された住宅
- ②在来軸組工法や伝統工法により建築された木造住宅（枠組壁工法を含む）
- ③木造3階建てまでの住宅
（併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含まれます。）

2. 申込者

対象となる住宅の所有者（貸家の場合は居住者の同意が必要）

3. 申込受付期間及び募集戸数

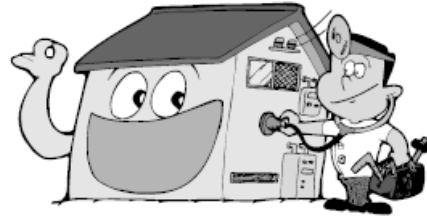
- ①現在受付～平成28年1月末まで
- ②対象戸数10戸（先着順）

4. 耐震診断を行う診断員

- ①建築士で、県の診断員講習を受けています。
- ②（社）徳島県建築士会から派遣されます。（県知事印有の登録証携帯）

5. 自己負担

一戸建ての場合、3,000円必要です。（共同住宅の場合、6,000円）



木造住宅耐震改修について

耐震改修支援事業では、耐震改修工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性がある」（評点が1.0未満）と判定された住宅

2. 対象工事

- ①高さ1.5m以上の固定されていない家具について、固定する工事と併せて改修後の評点を1.0以上とする耐震改修
- ②「徳島県木造住宅耐震改修施行者等」として徳島県に登録したものが施工し、平成29年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

最大90万円（税込工事費の2/3）の補助金が受けられます。また、補助金と併せて、住宅の耐震改修促進税制（所得税の特別控除制度や固定資産税の減額措置）も受けられます。

住宅の住替え支援事業について

住宅の住替え支援事業では、耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除却を行う場合に、その経費の一部を町が補助します。

1. 対象住宅

- ①耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が0.7未満）と判定された住宅
- ②昭和56年5月31日以前着工で現在居住する住宅
- ③住宅の全てを除却する工事
- ④過去に「住まいの安全・安心なりフォーム支援事業」、「木造住宅耐震改善支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 対象工事

県内に営業所を有する建設業法の許可を受けた建設業者、又は再資源化に関する法律の登録を受けた解体工事業者が施工し、平成29年2月末までに完了するもの。

3. 補助金額

最大30万円（税込工事費の2/5）の補助金が受けられます。

4. 申請資格

所有者、又は配偶者及び一親等以内の家族

問い合わせ先
牟岐町役場建設課
(TEL:72-3418)